

(株)ふれあい広場 ヘルパーステーション スマイル新座
介護予防訪問介護相当サービス 運営規程

(事業の目的)

第1条

この規程は、株式会社ふれあい広場が開設する株式会社ふれあい広場 ヘルパーステーション スマイル新座(以下、「事業所」という。)が行う介護予防訪問介護相当サービスの適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が要支援状態にある高齢者等(以下、「利用者」という。)に対し、適切な介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

(介護予防訪問介護相当サービスの運営方針)

第2条

1 介護予防訪問介護相当サービスの基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーション スマイル新座
- (2) 所在地 埼玉県新座市東北2-29-11

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員・訪問介護員兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たるものとする。

- (2) サービス提供責任者 1名以上(常勤職員)

訪問介護員等の中から、介護福祉士・実務者研修修了者・訪問介護員養成研修旧1級課程修了者のいずれかを満たす者から選任。

サービス提供責任者は、サービスの利用申込みに係る調整、訪問介護計画の作成及び従業者等に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行うものとする。

- (3) 訪問介護員 2.5名以上(常勤換算)

介護福祉士または、実務者研修、介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修旧1・2級課程、介護職員基礎研修過程の修了者。

訪問介護員は、訪問介護計画に基づき介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月31日から1月3日までと、国民の休日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供日 年中無休
- (4) サービス提供時間 午前8時から午後8時までとする。

(介護予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料等)

第6条

1 介護予防訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額または2割の額とする。

- (1) 訪問型サービス費 I・・・1週に1回程度
- (2) 訪問型サービス費 II・・・1週に2回程度
- (3) 訪問型サービス費 III・・・1週に2回を超えた場合

2 電車・バス等を利用した移動介護等を提供した場合には、交通費としてその実費を徴収するものとする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

4 次条における通常の事業の実施地域を越える交通費は無料とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条

通常の事業の実施地域は、新座市、朝霞市の区域とする。

(緊急時等の対応)

第8条

訪問介護員は、現に介護予防訪問介護相当サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、サービス提供責任者、又は管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第9条

利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情解決)

第10条

事業所は、その提供した介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図る為に次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止の為にの対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という）の設置等に関する事
 - ア 虐待防止委員会の設置
委員会の開催 年1回以上
 - イ 虐待防止の為にの指針の整備
 - ウ 虐待防止の為にの研修の実施
採用時研修 採用後3か月以内
継続研修 年1回以上

(身体拘束適等の禁止)

第12条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図る為、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化の為にの対策を検討する委員会の設置
委員会の開催 年1回以上
 - (2) 身体拘束等の適正化の為にの指針の整備
 - (3) 身体拘束等の適正化の為にの研修の実施
採用時研修 採用後3か月以内
継続研修 年1回以上

(衛生管理等)

第13条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為にの対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする）を概ね6月に1回以上開催すると共にその結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的
に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対しサービスの提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知すると共に必要な研修及び訓練を定期的
に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの
とする。

(個人情報の保護)

第15条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外
の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者
又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条

事業所は、適切な介護予防訪問介護相当サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た
利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する諸記録を整備
し、当該事業が完結した日から5年間保存するものとする。
- 5 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又
は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問
介護員等の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるもの
とする。

(委任)

第17条

この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、株式会社ふれあい広場代表取締役と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年4月1日 改定施行。

令和 6年4月1日改定施行。